

- ◆事業名 : 面会交流支援事業
- ◆東京都 (少子社会対策部育成支援課)
- ◆キーワード : 『自立を目指した支援』
- ◆事業ポイント

- 東京都ひとり親家庭支援センターと FPIC (家庭問題情報センター) が機能的に連携。
- 面会交流に豊富な経験とノウハウを持つ FPIC (家庭問題情報センター) に再委託

#### ◆事業の概要

項目	内容
①開始時期	平成 24 年 5 月 7 日
②実施体制	委託先 (東京都ひとり親家庭支援センター はあと) 再委託先 (公益社団法人家庭問題情報センター : 略称 F P I C)
③スタッフ	相談員 2 人 (東京都ひとり親家庭支援センター)
④事業内容	面会交流
⑤事業実績 (H25 年度)	面会交流件数 : 82 件 面会交流支援家族数 : 18 家族
⑥事業費 (H26 年度)	3,552,000 円

#### ◆事業経緯

東京都における面会交流支援事業は、平成 24 年 4 月 1 日の民法改正に伴い、「子どもの面会交流」を父母間で取り決めると明記されたことを受けて、平成 24 年 5 月 7 日より事業を実施している。

東京都の面会交流支援事業は、東京都のひとり親家庭支援センター「はあと」(以下、はあと)が窓口になり、再委託先として FPIC (家庭問題情報センター) に実際の支援を委託している。

「はあと」では、2 名の相談員が面会交流事業を実施するに当たって専門的に対応する。

また、実際の面会交流支援については、経験豊富な「家庭問題情報センター」(以下 FPIC) に再委託できたことで、連携体制が整いスムーズに事業化ができた。

<役割分担>

- ・はあと : 受付業務が中心
- ・FPIC : 実際の面会交流援助

#### ◆委託先について

##### [東京都ひとり親家庭支援センター はあと]

東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」は、東京都が一般財団法人東京都母子寡婦福祉協議会に委託して実施している母子家庭等就業・自立支援センターである。

事業内容としては、ひとり親家庭 (母子家庭・父子家庭・寡婦) 及びその関係者に対して、就業支援 (就業相談、職業の紹介等)、生活相談、養育費相談、面会交流支援を行うとともに地域の支援者の資質向上のための研修等も実施している。

##### [FPIC]

再委託業者となる公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC : Family Problems Information Center) は、家族間紛争の調整や非行少年の指導に長年携わってきた元家庭裁判所調査官たちが、その豊富な経験と人間関係の専門知識、技法を広く活用し、健全な家庭生活の実現に貢献することを目的として設立された公益法人である。

離婚などの夫婦の問題、離婚後の子をめぐると問題、いじめなど子育ての悩みなど、人間関係、子育てでやこころの問題についての相談に応じている。

全国各所に相談センターとなる「ファミリー相談室」を持っており、各所で活動を行っている (東京・大阪・横浜・千葉・宇都宮・新潟・名古屋・広島・松江・福岡)

## 〔再委託業者の選定〕

再委託事業者の選定については、FPIC が長年、自力では面会交流できない家族への援助活動を続けており、経験やノウハウが豊富であるというのが大きな理由である。

## ◆支援対象者

当事業の支援対象者は以下のとおり。

- ・中学生までの子どもがいること
- ・子どもと同居している親が都内に住所を有していること
- ・父と母双方が児童扶養手当受給相当の年収
- ・過去に本事業を利用していないこと
- ・子どもの連れ去り、配偶者の暴力などの恐れがないこと

さらに、父母間で「東京都の面会交流支援を受け、面会を行う」との合意が必要となる。

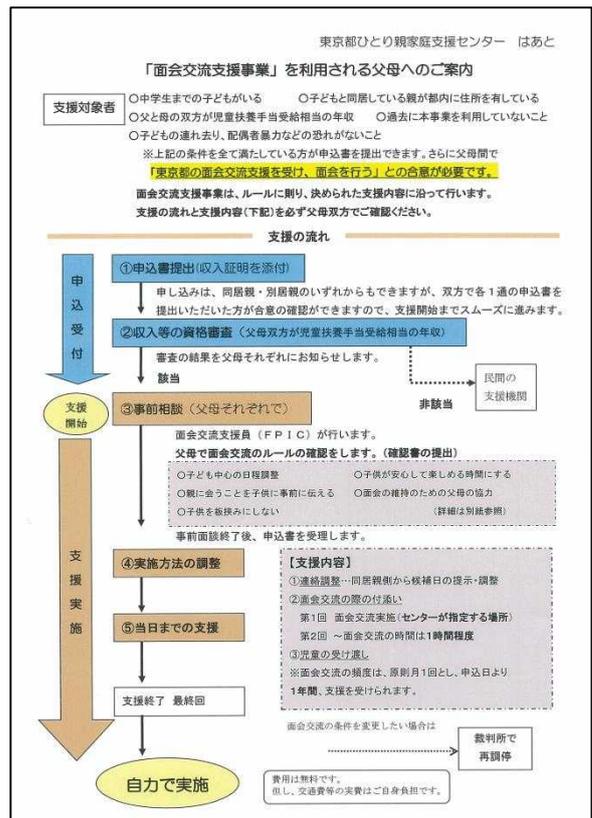
## ◆事業の流れ

支援の流れは、右記の通りである。①申込書提出と②収入等の資格審査部分を「はあと」で行う。次に、事業の内容について一定の理解をしていた上で、FPIC の面会交流支援員が③事前相談を行い、援助内容や条件を確認した上で実際の支援を開始している。

当初は、はあとで面会することの合意の有無だけを確認し、支援を開始していたが、支援実施にあたっての面会交流支援員との事前相談の段階で、条件や援助内容が折り合わず、支援を継続できないケースが発生した。そのため、申込書を正式に受理する前に、父母双方に援助内容や条件等を十分に確認し同意を得る方法に変更している。

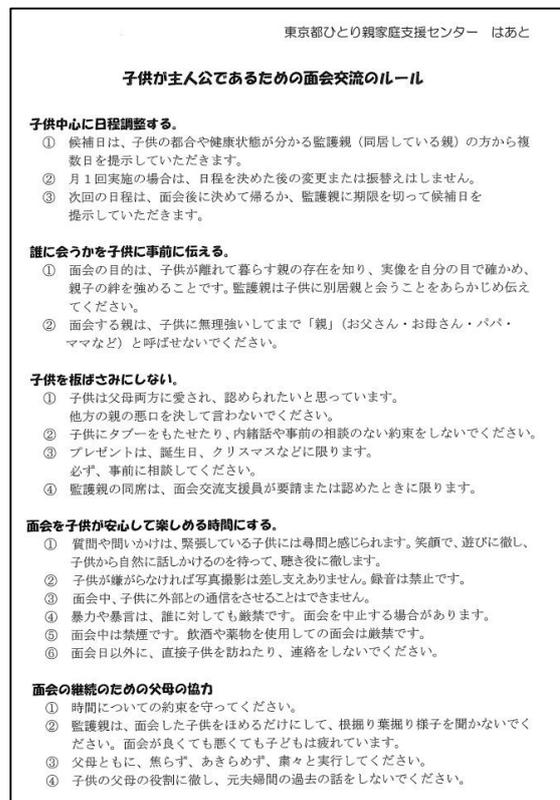
また、子供の立場に立った面会交流とするために「面会交流のルール」（次頁参照）を定めており、こうした点を十分理解してもらった上で支援を行っている。

## 〔事業の流れ〕



出典：東京都ひとり親家庭支援センター

## 〔面会交流のルール〕



出典：東京都ひとり親家庭支援センター

## ◆事業の内容

### [支援期間]

支援は、原則月1回（1時間程度）実施し、支援期間は1年間としている。支援期間が終了しても父母が子どものために自立して交流を継続できるよう支援することを基本としている。

### [支援の場所]

初回の面会交流支援は、多くのケースで「付添い」であり、面会場所は児童館を利用してきたが、平成27年2月1日をもって閉館したため、都内の児童館や民間の有料施設の利用を検討している。

事業を行う上で、年齢等子供の状況にあわせて、体を動かしながら親子の交流が行える面会場所の確保は重要な要素である。

## ◆事業実績

### [相談件数]

相談件数（はあと受付）は、平成24年度355件、25年度は280件である。

相談件数の内訳（平成25年度）は、当事者の母親が132件、父親が73件、その他75件と母が全体の47%を占めている。

### [支援件数]

面接交流援助を行った家族は、平成25年度18家族で、平成24年度受付分が10家族、25年度分が8家族となっている。実際に援助を行った件数は82件である。

## ◆周知活動

PRについては、東京都の広報やホームページ、「はあと」のHP、都作成のチラシを関係機関に配布、設置している。

また、支援者の理解も必要であるため、区市の母子・父子自立支援員等に対して、面会交流に関する研修を実施している。

父母や支援者の理解促進を図るため、引き続き、事業周知や啓発活動を行っていくこととしている。

## ◆支援事例

これまでは何らかの課題があって面会を諦めていた親が利用者の中心となっている。

最近では、調停委員や弁護士から、このような

支援事業があると聞いて、申請（相談）するケースが多くなっている。

当事業では、平成25年度18家族に面会支援を実施したが、その後の状況を把握している中では、自立したケースは4家族と少ないものの、中断したとしても、親の実像を知る等の意義はあると考えられる。

実際の支援においては、定期的な実施でき支援終了後は自立していくケースと、何らかの問題が発生し支援が中止となるケースがある。

### [自立できるケース]

面会交流についての理解や面会交流支援事業の条件、ルールの順守などができている場合は、1時間の交流もスムーズで、援助方法が「付添い」から「受け渡し」に移行し、支援終了後は自立していく。

### [支援中止になるケース]

中止になる場合は、非監護親の精神的な不安定や「自由に面会したい」という思いが背景にあることが多い。

本事業のルールである「面会時間が1時間程度」「指定された場所で面会」という点について納得できない場合が多い。

## ◆事業ポイント

当事業のポイントはいくつかあるが、最初のルールや取り決めを十分納得した上で、きちんとそれを「守る」ことが重要である。

特に、会う側（非監護親）は、過剰な期待をせず、制度の枠組を理解することが重要で、相応の「覚悟」が求められる。

具体的には、「時間を守る」というのがポイントで、時間をきちんと守ることで、「合わせる方」（監護親）の信頼が確立される（そもそも、信頼関係が希薄となって離婚しているケースもあるため、こうした基本的な約束を守ることが自立へつながる）。

本事業は、1家族当たり1年間限定の制度であることから、支援開始時から、自立に向けた動機付けを行っている。

その他として、兄弟で歳が離れている場合は、同じような遊びができないため支援が難しいこともある。また、子供の数が多い場合は、複数の支援員で対応することが必要である。

◆事業課題

事業課題としては、以下の点があげられる。

- ① 面会場所の確保
- ② 当事者及び支援者（弁護士や調停委員等）への普及啓発

①については、これまで述べてきたとおりである。

②については、弁護士や調停委員等の関係者を通じて利用しようとする場合などもあり、父母はもとより、関係者も含め、面会交流の意義や事業の内容を正確に理解していただくことが、円滑な利用ひいては子供の健やかな成長に繋がるため、普及啓発は重要である。

◆面会交流支援申込書

番号

面会交流支援申込書

平成 年 月 日

東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」 御中

申込者氏名（父・母）  印

住所 〒

連絡先

私は、面会交流支援の内容を了解した上で、下記により面会交流支援を申し込みます。また、未成年者の監護状況を尊重し、これを一方的に変更することは致しません。支援に請求に申し、この面会交流において生じる問題については東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」に責任を求めるとは致しません。また調停、訴訟等のために面会交流の実施状況に関する報告を求めるとは致しません。

記

1 面会する未成年者

氏名	平成	年	月	日生	(	歳	)	男・女
氏名	平成	年	月	日生	(	歳	)	男・女
氏名	平成	年	月	日生	(	歳	)	男・女

2 申込者の現在の生活等の状況

該当するものにチェックしてください。		ご記入ください。	
面会交流対象の子との関係状況	収入要件確認のための提示書類	相手の住所	居住地（都道府県）
父 <input type="checkbox"/> 同居・同居していない	児童扶養手当受給証明・収入証明書・確定申告書・その他( )	有	
母 <input type="checkbox"/> 同居・同居していない	児童扶養手当受給証明・収入証明書・確定申告書・その他( )	有	

3 援助内容（番号を○で囲む）

(1) 面会交流の連絡調整（日時、場所、時間、方法などの調整を含む）

(2) 子の受渡し（援助内容(1)を含む）

(3) 面会交流の際の付添い（援助内容(1)(2)を含む）

(4) その他 ( )

4 援助条件（番号を○で囲む）

(1) 短期（付添い型）面会交流（1回 2回）

(2) 継続面会交流（月1回・2か月に1回・その他( )）

(3) その他 ( )

5 約束事項

(1) 面会交流場面には、父母の紛争を持ち込まないこと。

(2) 面会交流に際する要請は、必ず面会交流支援員を通すこと。

(3) 面会交流中は面会交流支援員の指示に従うこと。

(4) 父母は、未成年者の心身の安全に最大限の配慮をすること。

(5) その他、面会交流支援員の指示があった場合には、その指示に従うこと。

・本支援により、入手した情報は、原則として、申込先及び本支援を実施する社団法人家庭情報センターにおいてのみ使用します。ただし支援の中で、子、申込者の状況等により、その他関係機関に情報を提供する必要があると判断される場合は、この限りではありません。

・以上の事項は、申込者が（面会者・監護者）が同意したものであり、遵守されないときは、援助を中止することがあります。

東京都ひとり親家庭支援センターは、以上の申し込みを承認し、受理する。

平成 年 月 日  印

面会交流支援員  印

出典：東京都ひとり親家庭支援センター

◆面会交流に関する確認書

面会交流に関する確認書（監護親 甲）

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）とは、甲乙間の子

\_\_\_\_\_（平成 年 月 日生）（以下「 \_\_\_\_\_」）

\_\_\_\_\_（平成 年 月 日生）（以下「 \_\_\_\_\_」）

\_\_\_\_\_（平成 年 月 日生）（以下「 \_\_\_\_\_」）

の面会交流に際し、以下の通り確認する。

- 1 甲は乙に対し、乙が \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_と（毎月1回、2か月に1回、 \_\_\_\_\_）面会交流することを認める。
- 2 前項の面会は、1回につき1時間程度とし、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」の面会交流支援事業の（付添い型、受渡し型、連絡調整型）援助を利用する。
- 3 前項の面会は、東京都ひとり親家庭支援センターの指定する場所において実施する。
- 4 甲と乙とは、本事業において子の福祉を配慮することを目的とした「子供が主人公であるための面会交流のルール」を守り、ルールの定めのない事項については面会交流支援員の指導、助言に従う。
- 5 本事業による面会交流支援を受けられる期間は、初回に行う面会交流支援の日より1年間とする。

以上の確認を証するために署名捺印の上、面会交流支援員に提出する。

平成 年 月 日

(甲) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

出典：東京都ひとり親家庭支援センター

### 面会交流とは?

夫婦が離婚した時、子供と別れて暮らしているお父さんやお母さんが定期的に子供と会って話をしたり、一緒に遊ぶなどを「面会交流」と言います。子供が別れた親の愛情を感じ、成長するうえで重要なつながりです。

### 面会交流の取り決めとは?

両親が離婚する際に、子供との面会交流について取り決めるよう、民法で明記されています。離婚届にも、取り決めの有無についてチェック欄が設けられています。

### 都が行う面会交流の支援とは?

面会交流の取り決めをしても、具体的にどのように進めていけばよいかわからない場合や、元配偶者と直接相対するのが難しい場合などに、東京都ひとり親センターはああと、実施までの連絡調整、当日の子供の受渡し・付添いなどの支援を行います。

### 支援の頻度

面会交流の頻度は、原則月1回とし、申込日より1年間、支援を受けられます。

### 費用等

はあとの面会交流支援を受ける費用は無料です。  
\*事前相談や面会交流に関する交通費や、面会交流にかかる費用など、実費負担については、御自分で御負担いただきます。

## 東京都ひとり親家庭支援センター はあと

Hひとり親家庭がA安心してA明日に向かうT東京

はあとでは、ひとり親家庭が安心して暮らすために、相談全般に対応しています。

◇ 生活相談 ◇  
 子供、健康などの心配ごと、養育費についての相談などに対応します。  
**☎03-5261-8687** (通年、9時～16時30分)

◇ 養育費相談・面会交流支援 ◇  
 子供の成長に必要な養育費の取り決め、支払い、請求などの相談や、面会交流の支援を行います。  
**☎03-5261-1278** (通年、9時～16時30分)

**住所**  
 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階



※本センターは、東京都福祉局と連携し、一時的に父と東京都の子供福祉センターを併設して運営しています。  
 東京都福祉局 〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 東京都福祉局本庁舎 10F(1000) 4125  
 (TEL:03-5261-0215)

離婚後のお子さんと別れて暮らす親の

# 面会交流を 支援します

＝東京都面会交流事業のご案内＝



はあと  
東京都福祉保健局

### 都の面会交流支援事業の対象となる方

- 中学生までの子供がいる方
- 子供と同居している親については、都内に住所を有する方
- 子供と同居している親、同居していない親双方が以下の条件を満たすこと
  - ・児童扶養手当受給相当の年収であること
  - ・双方に面会交流を実施する旨の合意がされていること
- 子供の連れ去り、配偶者暴力などのおそれがある場合は本事業の対象となりません。
- 過去に本事業の対象となった方は再度の申込みはできません。

### \*合意とは

双方の親が1～3までの合意がとれていることをさします。

- 1 面会交流をするという合意
- 2 本事業を利用するという合意
- 3 本事業の支援内容についての合意

### \*合意ができない時は

家庭裁判所の家事調停に申し立てることによって取り決めることができます。家事調停とは、裁判官と調停委員2名により構成され、当事者双方から事情や意見を聴き、双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせんを回す手続きです。

## 支援の流れ

受付

実施支援

①  
申  
込

②  
収入  
等の  
資格  
審査

③  
面  
談

④  
合意  
の  
形成

⑤  
実施  
方法  
の  
調整

⑥  
当日  
まで  
の  
支援

① 面会交流支援の申込みは、お子さんと同居している親、同居していない親のいずれでもできます。  
 ② 面会交流支援の対象であるかの資格審査を行います。  
 ③ 面会交流支援員が父親・母親それぞれに面談し、面会への考え方や条件の聞き取りをします。  
 ④ 日時や場所など、具体的な実施方法を調整します。  
 ⑤ 実施までの連絡調整や、当日の子供の受渡し・付添いなどの支援を行います。

### 5 申込に必要な書類

- 申込書  
東京都福祉保健局ホームページからダウンロードできます。(東京都福祉保健局→子供家庭→ひとり親家庭支援→面会交流支援 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>))
- 添付書類
  - ・子供と同居している親：①収入が確認できる書類 ②住所が確認できる書類 (③に住所が記載されていない場合)
  - ・子供と同居していない親：収入が確認できる書類

\*収入が確認できる書類は、児童扶養手当給付証、課税証明書、確定申告書、源泉徴収票などです。